

03	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2012年12月10日発効 2015年2月9日改訂承認 (2015年4月1日施行) 2016年3月7日改訂 2021年6月30日一部改訂 2022年6月13日一部改訂
研究者等への教育研修		

1. 京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院にて実施される人を対象とする生命科学・医学系研究が、研究に関する倫理指針及び関連する倫理原則に則り、倫理的及び科学的に適正に実施されるため、研究者等に対して、研究に関する教育研修を実施する。
2. 教育研修は講習会又はe-learningによるものとし、同時に学習資料の提供を行う。
3. 教育研修の内容は、研究に関する倫理指針及び関連する倫理原則、その他、研究に関する研究機関内の諸規定及び手順、個人情報保護、利益相反等を含むものとする。
4. 研究に携わる研究者等は、研究開始前に教育研修を受講する必要がある。
5. 研究を実施中の研究者等は、適宜継続して（1回/年程度）講習会を受講する必要がある。
6. 研究機関の長は、自らも教育研修を受講する必要がある。
7. 医の倫理委員会事務局は、教育研修の受講記録を作成し、受講証を発行する。
8. 前回受講からの有効期間にない研究者等は、研究計画の申請・実施をすることができない。
9. 研究活動における不正行為や不適合に該当する行為が発覚した場合、履修取り消し及び再履修を当該研究者に求めることがある。

附則

医の倫理委員会承認日：2012年12月10日、2015年2月9日
2015年5月19日一部改訂

附則

本手順書は、2016年3月7日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2016年3月7日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2021年6月14日

附則

本手順書は、2022年4月1日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2022年6月13日